

資料提供(投げ込み) 令和6年12月26日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部市民課 (電話059-229-3144)	市民課長 三浦 弘充

マイナンバーカード署名用電子証明書の失効事案について

戸籍法の改正により令和7年5月26日から戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されるため、その準備として本市の住民基本台帳システムにある氏名の振り仮名情報を修正したところ、一部の方について、マイナンバーカードの署名用電子証明書が失効する事案が下記のとおり発生しました。

なお、失効した原因については、現在調査中です。

記

- 1 対象者数
 - 237人(令和6年12月26日現在)
- 2 今後の対応

対象者の方へオンライン申請等で署名用電子証明書を利用する前に、本市窓口において発行手続きをお願いする文書を送付します。

また、年末年始は3のとおり臨時の対応を行います。

なお、住民基本台帳システムの氏名の振り仮名情報の修正作業は、原因が判明するまで中止します。
- 3 年末年始の窓口等の設置
 - (1) 署名用電子証明書の発行手続き臨時窓口

令和7年1月4日(土)、同月5日(日)の2日間、本庁舎市民課及びマイナステーションで発行手続きの受付を行います。

 - ・本庁舎市民課
(津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3144)
時間 8時30分から17時まで
 - ・マイナステーション
(アストプラザオフィス内 電話 059-222-2525)
時間 8時30分から17時まで
 - (2) 電話での問い合わせ対応

令和6年12月28日(土)、同月30日(月)、令和7年1月3日(金)から同月5日(日)までの5日間の8時30分から17時までは、本庁舎市民課にて電話での問い合わせを受け付けます。
- 4 その他

今回の署名用電子証明書の失効により、e-Tax(オンラインでの確定申告)、マイナポータルを通じたオンラインでの転出届、ふるさと納税のワンストップ申請

などが利用できなくなるもので、証明書のコンビニ交付サービスや病院を受診する際のマイナ保険証としての利用は、通常どおり利用できます。